

高島市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年2月17日

高島市監査委員 井口 與嗣隆  
高島市監査委員 青 谷 章

# 財政援助団体等の監査結果に関する報告書

## 第1 監査の対象団体

名 称 社会福祉法人ゆたか会  
代 表 者 理事長 杉橋 研一  
所 在 地 高島市今津町南新保87番地15  
所管部局 健康福祉部障がい福祉課および同部高齢者支援局長寿介護課

## 第2 監査期間

令和元年11月25日から令和2年2月13日まで

## 第3 監査の範囲

監査対象団体が、平成30年度および令和元年度監査時点において執行した補助金および指定管理料に係る出納その他事務

## 第4 監査の主な着眼点

### 1 財政援助団体監査

#### (1) 所管部局関係

- ・補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- ・補助金交付要綱は整備されているか。
- ・補助金の交付目的および補助金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

#### (2) 団体関係

- ・事業計画書、予算書および決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・補助金等交付申請書の提出および補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ・事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

### 2 公の施設の指定管理者監査

#### (1) 所管部局関係

- ・公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

- ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。
- ・指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(2) 指定管理者関係

- ・施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ・利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ・公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。

## 第5 監査の方法

財政援助および指定管理施設の管理運営業務に係る出納その他出納に関連した事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の指定管理施設に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

## 第6 法人の概要

### 1 事業の目的（法人定款より）

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

### 2 組織

役員 8人（理事長1人、常務理事1人、理事4人、監事2人）

〔令和元年12月1日現在〕

職員 329人（常勤職員205人、非常勤職員124人）

〔令和元年10月22日現在〕

### 3 事業の概要（法人定款より）

#### (1) 第一種社会福祉事業

(ア) 特別養護老人ホームの経営

(イ) 障害者支援施設の経営

(ウ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営

- (2) 第二種社会福祉事業
  - (ア) 老人居宅介護等事業の経営
  - (イ) 老人デイサービス事業の経営
  - (ウ) 老人短期入所事業の経営
  - (エ) 老人介護支援センターの経営
  - (オ) 障害福祉サービス事業の経営
  - (カ) 相談支援事業の経営
  - (キ) 移動支援事業の経営
  - (ク) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

## 第7 指定管理の概要

### 1 施設の概要

名 称	朽木デイサービスセンター 朽木小規模特別養護老人ホームやまゆりの里 地域密着型小規模特別養護老人ホームやまゆりの里
所在地	高島市朽木市場656番地
施設規模	構造：鉄骨造平屋建 敷地面積：6,052.15㎡ 建築面積：3,581.64㎡ 延床面積：3,212.10㎡
施設内容	居室、ケアワーカー室、食堂、デイルーム、浴室、事務室他
指定管理者制度導入	平成16年11月30日から
現指定管理期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理納付金	2,179,000円〔平成30年度〕 2,179,000円〔令和元年度〕
募集方法	非公募

### 2 施設の業務等

#### (1) 高島市特別養護老人ホーム等の設置および管理に関する条例第3条

- ①介護保険法第8条第22項および第26項に規定する介護福祉施設サービスを行うほか、老人福祉法施行令第10条各号に定める者を入所させ、養護する業務
- ②介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護および老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業
- ③介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、同法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業および老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業
- ④老人福祉法第5条の4第2項に定める業務および老人福祉法施行規則第7条に規定する業務
- ⑤介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援業務
- ⑥介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業および老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業

- ⑦前各号に掲げるもののほか、老人ホーム等の設置の目的を達成するために必要な業務
- (2) 高島市特別養護老人ホーム等の設置および管理に関する条例第11条
  - ①第3条各号に掲げる業務
  - ②老人ホーム等の施設および設備の維持管理に関する業務
  - ③前②号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (3) 朽木デイサービスセンター、朽木小規模特別養護老人ホームやまゆりの里および地域密着型小規模特別養護老人ホームやまゆりの里の管理運営に関する基本協定書第7条第1項
  - ①施設の運営に関する業務
  - ②施設および設備の維持管理に関する業務
  - ③その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務
  - ④前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理業務に従事する者の状況（令和元年10月22日現在）

施設長 1人  
 常勤職員 31人（うち介護職員24人）  
 非常勤職員 21人（うち介護職員17人）

4 施設の運営状況

(1) 利用料金の設定（平成30年度管理業務収支計画書より）

- ・介護サービス費 介護保険法の基準に準拠
- ・給食費（施設） 1,380円／1日
- ・給食費（デイサービス） 650円／1食
- ・居住費（ユニット型個室） 1,970円／1日
- ・居住費（従来型個室） 1,150円／1日
- ・居住費（従来型多床室） 840円／1日

※ユニット居室使用料については、市から指定管理者に対して、次のとおり使用料の徴収事務が委託されている。

- ①介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護の場合、1日につき420円
- ②介護保険法第8条第22項および第27項に規定する介護福祉施設サービスの場  
合、1日につき740円

(2) 各施設利用定員、営業日、営業時間（法人の各施設運営規程より）

①朽木デイサービスセンター

利用定員 18人  
 営業日 月曜日から金曜日まで、祝日も営業。ただし、1月1日～1月2日を除く  
 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで  
 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時35分まで

②朽木小規模特別養護老人ホームやまゆりの里

利用定員 30人（従来型個室4人、従来型多床室26人）  
 短期入所利用定員 6人（従来型個室2人、従来型多床室4人）  
 営業日 年間を通じて毎日  
 営業時間 24時間、利用者の入退所時間は午前9時から午後6時まで

③地域密着型小規模特別養護老人ホームやまゆりの里

利用定員 20人（全室個室）

短期入所利用定員 2人（全室個室）

営業日 年間を通じて毎日

営業時間 24時間、利用者の入退所時間は午前9時から午後6時まで

(3) 利用者数の推移（各年度事業報告書より）

デイサービス 【定員18人】

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ人数合計
平成28年度	207	229	245	257	278	283	303	275	266	203	233	275	3,054
平成29年度	245	279	265	251	229	253	248	274	254	208	201	220	2,927
平成30年度	244	295	267	292	271	229	264	194	181	176	179	190	2,782

小規模特養 【定員30人】

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ人数合計
平成28年度	876	887	847	851	873	836	925	900	907	899	814	899	10,514
平成29年度	876	907	885	930	916	833	911	849	896	899	834	920	10,656
平成30年度	886	930	882	915	902	886	917	884	928	916	840	926	10,812

小規模特養短期入所 【定員6人】

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ人数合計
平成28年度	131	153	127	149	162	148	141	141	126	135	108	140	1,661
平成29年度	116	134	131	138	121	144	154	117	130	118	79	146	1,528
平成30年度	163	160	141	126	152	152	152	145	150	158	151	135	1,785

地域密着型特養 【定員20人】

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ人数合計
平成28年度	587	607	583	596	596	594	585	548	581	613	507	574	6,971
平成29年度	581	570	567	586	576	524	615	593	597	589	535	600	6,933
平成30年度	600	591	565	601	620	597	607	580	572	597	522	598	7,050

地域密着型特養短期入所 【定員2人】

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ人数合計
平成28年度	41	42	55	52	34	41	52	51	38	49	60	48	563
平成29年度	54	64	37	32	42	67	60	45	69	29	46	51	596
平成30年度	53	65	51	46	55	51	51	59	55	61	54	44	645

第8 団体に対して支出した補助金等

平成30年度および令和元年度監査時点において、市が団体に対して支出した補助金等は次のとおりである。

1 補助金

補助金名称	年度	補助対象額(円)	補助金額(円)	支出済額(円)	支出年月日
高島市障害者働き・暮らし応援センター事業補助金	H30	5,526,000	2,763,000	1,381,500	H30.6.11
				1,381,500	H30.11.15
	R1	5,526,000	2,763,000	1,381,500	R1.5.31
				1,381,500	R1.10.31
高島市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金	H30	3,987,714	1,084,561	1,084,561	R1.5.24

## 2 団体に対する公金支出の根拠

### (1) 補助金

- ・ 地方自治法第232条の2
- ・ 高島市補助金等交付規則
- ・ 高島市障害者働き・暮らし応援センター事業実施要綱
- ・ 高島市障害者働き・暮らし応援センター事業補助金交付要綱
- ・ 高島市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

### (2) 指定管理料

- ・ 地方自治法第244条の2第3項
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・ 高島市特別養護老人ホーム等の設置および管理に関する条例
- ・ 高島市特別養護老人ホーム等管理運営規則

## 第9 監査の実施日

令和2年1月30日

## 第10 監査の結果

監査の結果、補助金および指定管理料に係るもので出納その他出納に関連した事務について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

### ○ 所管部局関係

#### 1 補助金交付要綱について

障害者働き・暮らし応援センター事業補助金交付要綱第3条では、補助対象となる経費は別表により規定されているが、別表には補助対象経費の具体的な科目が明確ではなかった。

補助金交付要綱には補助対象となる経費の科目について、明確にする必要があることから、適正な補助金交付事務となるよう改められたい。

#### 2 提出書類等の確認について

障害者働き・暮らし応援センター事業補助金実績報告に、補助対象外となる経費が見受けられた。また、補助対象経費となる職員の賞与の一部が事業費として計上されていなかった。これについては、所管課等による実績報告書の審査が行われているが、明らかな誤りがある書類を所管課が受け取り、そのことに気づいていなかったことや、検査員による検査が十分とは言えない状況であった。結果としては、補助金交付額に影響はないが、法人から提出された実績報告書の履行の確認不足によるものであることから、適正な事務処理となるよう提出書類の確認体制を強化されたい。

### 3 指定管理施設に係る備品の管理について

基本協定書に記載された備品の管理状況を確認したところ、備品名と数量のみ記載された備品リストで管理がされていた。所管課での備品台帳の更新がされていなかったため、備品管理が十分とは言えないことから、備品台帳等の整理をするとともに、備品の所有を明確にするために備品シール等で管理を行うなど、適切な管理をされたい。

### 4 指定管理施設に係る提出書類の履行確認について

基本協定書第21条による次年度の施設事業計画書や管理業務収支計画書、第22条による月次事業報告書および第23条による年度事業報告書が期日までに提出がされていなかった。これは、施設の管理運営が条例、規則および基本協定書に沿って行われているかの点検等が十分とは言えず、所管課等による履行の確認不足であることから、基本協定書等に基づく適正な事務処理となるよう改められたい。

## ○ 団体および指定管理者関係

### 1 補助金に係る提出書類の確認について

障害者働き・暮らし応援センター事業補助金実績報告に、補助対象外となる経費が見受けられた。また、補助対象経費となる職員の賞与の一部が事業費として計上されていなかった。結果としては、補助金交付額に影響はないが、提出書類の確認が十分とは言えないことから、適正な事務処理に努められたい。

### 2 資金収支内訳表の金額記載誤りについて

資金収支内訳表（平成31年3月31日現在）に記載された各施設の利用者負担軽減額を確認したところ、記載された利用者負担軽減額と実績報告書に記載された軽減総額が一致していなかった。法人において、資金収支内訳表の確認が十分とは言えないことから、書類の確認方法を見直し、適正な事務処理をされたい。

### 3 指定管理施設に係る提出書類について

基本協定書第21条による次年度の施設事業計画書や管理業務収支計画書、第22条による月次事業報告書および第23条による年度事業報告書が期日までに提出がされていなかった。基本協定書に基づく適正な事務処理となるよう改められたい。